

月形町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

北海道樺戸郡月形町

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 月形町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	14
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合性	15
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	16
(1) 現状と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画	17
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
3 産業の振興	18
(1) 現状と問題点	18
(2) その対策	19
(3) 計画	21
(4) 産業振興促進事項	24
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
4 地域における情報化	26
(1) 現状と問題点	26
(2) その対策	26
(3) 計画	26
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	27
5 交通施設の整備、交通手段の確保	28
(1) 現状と問題点	28
(2) その対策	29
(3) 計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
6 生活環境の整備	32
(1) 現状と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	37
	(1) 現況と問題点	37
	(2) その対策	38
	(3) 計画	40
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
8	医療の確保	43
	(1) 現況と問題点	43
	(2) その対策	43
	(3) 計画	43
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
9	教育の振興	45
	(1) 現況と問題点	45
	(2) その対策	45
	(3) 計画	46
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	48
10	集落の整備	49
	(1) 現況と問題点	49
	(2) その対策	49
	(3) 計画	49
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
11	地域文化の振興等	51
	(1) 現況と問題点	51
	(2) その対策	51
	(3) 計画	51
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
12	再生可能エネルギーの利用の推進	53
	(1) 現況と問題点	53
	(2) その対策	53
	(3) 計画	53
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	55
	(1) 現況と問題点	55
	(2) その対策	55
	(3) 計画	55
	(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55
	事業計画（過疎地域持続的発展特別事業分）	56

1 基本的な事項

(1) 月形町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

月形町は、北海道の中央西部、空知総合振興局管内（以下「空知管内」）の南西部に位置し、南東は石狩川を隔てて美瑛市及び岩見沢市に、西は石狩郡当別町に、南は石狩郡新篠津村に、北は樺戸郡浦臼町に接している。町の北西部に広がる森林地域は、増毛山麓に連なり、この山系から発する河川は石狩川に注ぎ、その間に高丘が展開し、東南部では石狩平野の一部を形成しており、肥沃な耕地が広がっている。総面積 150.40k m²の約 70%が山林原野で占められ、耕地は約 20%である。気候は、内陸性の特性を持ち、7～8月の平均気温は 20 度程度であり、1～2月の平均気温もマイナス 6 度程度で、昼夜の温度較差は著しいものの、概して温和な気候である。しかし、積雪量は多く、最大積雪深は 140～200cm 程となり、融雪は概ね 4 月中旬頃である。

樺戸集治監（樺戸監獄）が開庁された明治 14 年に空知管内第 1 号の村として誕生した月形町の行政変遷は、明治 15 年に樺戸、雨竜、上川の 3 郡役所が置かれ、明治 39 年には二級町村制を、昭和 28 年には町制を施行している。

地理的には、道都札幌市に約 50km、空知総合振興局所在地の岩見沢市に約 20km、日本海沿岸の石狩市厚田区に約 30km の距離にあり、札幌市とは路線バス月形当別線と JR 札沼線（学園都市線）を乗り継ぐ公共交通や国道 275 号で結ばれている。また、他の市町村とは主要道道や路線バスで結ばれ、月形町が発揮すべき広域的機能の基礎は備わっている。

生活基盤である町道の改良・舗装は概ね完了しているものの、引き続き安全施設の設置を中心とした整備や橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備が必要である。生活用水の供給は月新水道企業団により、また、住民の生命を守る常備消防は岩見沢地区消防事務組合により広域的に行われている。

下水道は、人口集中地区の整備を終えており、下水道供用区域外については、合併処理浄化槽の普及に取り組む一方、上水道においては、災害に強いライフラインを目指し、耐震管への布設替等を行っている。また、住環境については、定住化を促進するための町営住宅の整備や公的宅地の分譲を行っている。近年、地球環境への意識が一層高まる中、広域連携のもと廃棄物対策における循環型社会の形成を目指す取り組みを進めている。

保健・医療・福祉関係では、月形町社会福祉協議会と連携のもと、障がい者支援施設や養護・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設が社会福祉法人などにより運営されているほか、急速に進む高齢化の中で、月形町立病院の役割がますます重要となっている。介護保険事業は第 9 期計画期間に入り、今後は利用者のニーズにあわせた事業の推進が求められている。また、地域子育て支援事業や認定こども園、学童保育所の設置のほか、各種の子育て支援施策を推進している。

経済的諸条件では、農業生産基盤の強化と農業・農村所得の向上、担い手の育成・確保を目標として、「売れる米づくり」の実践や重点振興作物の生産推進を基本に、品質の向上や生産コストの削減、6 次産業化の推進、農業経営の法人化などへの取り組みを進めている。

商業においては、消費者ニーズの多様化・高度化を背景に、購買力の流出が著しく、高齢化や後継者不足とも相まって、商店の廃業が増加している。一方、観光においては、旧石狩川を利用した「皆楽公園」を中心に、北海道遺産に選定された樺戸集治監の歴史資料を展示する月形樺戸

博物館、日本遺産構成文化財となっている旧樺戸集治監本庁舎など、個性ある観光資源を有しており、今後は、観光客の増加はもとより、観光・交流から関係人口や移住・定住を見据えた有効活用に努める必要がある。

② 月形町における過疎の状況

ア 人口等の動向

月形町の人口の推移は、政治、経済、社会の動きに連動して長期的な傾向で過疎化現象が続いている。総人口は昭和 35 年の 9,492 人をピークに過疎化の一途をたどり、その後においても昭和 50 年には 5,947 人と 6 千人を割るまで減少した。昭和 58 年の月形刑務所開所により、総人口は一時的に増加したものの、平成 2 年には 5,537 人となり、平成 17 年は 4,785 人となった。平成 19 年に月形刑務所が増設されたことにより、一時的に増加したが、平成 27 年には 4,577 人となり、令和 7 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳の登録人口は、2,692 人とピーク時の昭和 35 年の人口に対し著しく減少している。

人口減少の主な要因は、昭和 38 年の月形炭鉱閉山とその関連企業の撤退や昭和 40 年の帝国繊維月形亜麻工場の閉鎖などによる社会減であり、その後は有力な企業の進出もなく、雇用の場は減少の一途をたどっている。近年は 10 代や 20 代の若年人口の進学や就職等を理由にした転出、基幹産業である農業の担い手不足等による離農、高齢期における町外家族との同居等による転出などの社会減と少子化などによる自然減があげられる。

イ これまでの対策

月形町は、若年層を中心とする人口流出や少子高齢化の進行など、多くの行政課題を抱えているが、本過疎地域持続的発展計画の前計画において厳しい現状を直視し、心の過疎に陥ることの無いよう必要な対策に取り組んできた。

総体的には蔓延する行政課題も多いことから、旧過疎地域自立促進特別措置法の下で展開された意図的な施策を継続するなど、まちづくりにおける各分野の課題に対応してきた。

重点的には、産業振興として、月形町の経済基盤の根幹を成す農業の生産性向上のため、農産物集出荷施設や土地改良事業などの基盤整備、新規就農や後継者確保などにも取り組んできた。交通通信体系の整備では、道路の改良・舗装、橋梁の長寿命化、情報格差の低減や防災環境向上のための地域情報通信基盤整備を行ってきた。また、若年層などの定住化を促進するための町営住宅の整備や宅地の供給を進めるとともに、認定こども園事業や学童保育事業などの子育て環境の整備にも取り組んでいる。

ウ 現在の課題と今後の見通し

月形町の人口等の動向やこれまでの過疎対策を踏まえ、地域づくりをめぐる社会の動きと新しい視点を勘案して、課題を再整理する必要がある。

産業分野においては、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少と地域の過疎化が同時に進行し、生産機能はもとより、自然環境の保全や伝統文化の継承などの機能も失われつつある。

さらに、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）をはじめとする自由貿易体制への移行など、日本の産業構造への影響が注視される中、農業全体が大きな影響を受けることも懸念されている。

加えて、近年の原材料・燃料価格の高騰や円安の進行、物価上昇は、農業経営や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に、肥料・飼料・燃油などの生産資材費の上昇は経営を圧迫し、町内の農家にとって大きな負担となっている。また、アメリカをはじめとする主要国による関税政策の見直しや保護主義的な動きは、農産物価格や輸入コストの変動を通じて、地域産業の収益構造に不確実性をもたらしている。

このような厳しい状況を打開し、持続的に発展するためには、基幹産業である農業の維持・発展に向けた多面的な取り組みをはじめ、物価高騰や国際経済動向に対応できる強靱で自立した地域経済体制の構築が求められる。あわせて、安全・安心な暮らしが実感できる生活環境の整備や、保健・医療・福祉体制の充実に向けた施策を、引き続き粘り強く進めていく必要がある。

③ 月形町の社会経済的発展の方向の概要

過疎地域の経済は、依然として厳しい状況が続いている。加えて、第1次産業に顕著に見られる後継者の不足、商工業の衰退や企業の撤退等の状況がみられ、これらに伴う地域全体の活力低下や雇用情勢の悪化が問題となっている。

このような厳しい見通しの中、月形町の経済的発展の機軸として、基幹産業である農業は大きな期待を背負っている。農業従事者の高齢化や後継者不足の課題を、新規就農や新たな経営感覚と手法をもった担い手の確保により克服し、本町農業を今まで以上に成長させていく必要がある。

また、町の経済活性化に向け、商業や農業、福祉分野との連携のもと、新商品の開発や特産品の販売など、雇用の場の拡大と起業支援、既存企業の経営の安定化に向けた取り組みを進めていく必要がある。加えて、旧石狩川を活用した親水公園である皆楽公園や「道の駅275つきがた」、日本遺産構成文化財である旧樺戸集治監本庁舎を含む月形樺戸博物館の魅力を最大限活用し、地域経済の活性化を促進する。

（2）人口及び産業の推移と動向

前述した月形町の人口の推移は、昭和35年以降減少が続いており、令和2年の総人口は昭和50年の約6割にまで落ち込んでいる。特に0歳から14歳の年少人口の減少率は、平成2年から平成17年の15年間で44.0%と最も大きく、その後の10年間においても約42.2%の減少率となっている。

15歳から64歳の生産年齢人口は、昭和40年以降減少を続けていたが、昭和58年の月形刑務所の開設及び平成19年の同所の増設により一時的に増加となった。しかし、総体的には一貫した人口減少が続いており、令和2年度の生産年齢人口は総人口の減少と同様に、昭和50年の約5割となっている。特に生産年齢人口のうち若年者である15歳から29歳の減少率が高く、昭和50年から平成2年の15年間で34.7%、その後も平成17年までの15年間においても約35%、平成27年までの10年間で19.4%と、高い水準となっている。令和2年の若年者人口は昭和50年の約2割であり、総人口と比較しても著しい減少となっている。

また、65歳以上の高齢者人口は、若年者人口の減少に相反し、昭和50年から平成2年の15年間で54.4%と大幅に増加しており、その後平成2年までの15年間で約54.4%、平成17年に約42.7%と大幅な増加が継続している。令和2年になると総人口の減少に伴い高齢者人口も減少期に入り、

1,376人となっている。

年齢階層別の構成として、15歳から29歳の若年者比率は、昭和50年では21.7%であったが、平成2年には15.2%、平成27年には9.6%と昭和50年の約3分の1まで減少している。65歳以上の高齢化比率については、昭和50年に10.4%であったが、平成2年には17.3%となり、0歳から14歳までの年少人口割合15.0%及び15歳から29歳までの若年者人口割合15.2%をそれぞれ上回り、令和2年には37.3%となり大幅に増加している。

今後も総人口の減少、高齢化の進行、若年者人口の流出は続くことが想定されるが、人々の価値観、ライフスタイルの変化に伴い、自然環境などを背景とした田園的魅力が見直されていることに加えて、定住環境の向上や雇用対策、余暇対策の充実などにより、町外流出者の減少、都市生活者の転入も期待される。

一方、産業別就業人口の動向は、総人口の減少に伴い継続した減少となっている。第1次産業就業者の構成比は、昭和50年の45.7%から令和2年には31.4%となり、昭和50年の約3割にまで減少している。第2次産業就業者の構成比は、昭和50年に18.0%であったが、令和2年には10.7%と昭和50年の約3割まで減少している。第3次産業就業者の構成比は、昭和50年に36.1%であったが、医療・福祉従事者などの増加により、平成17年には54.1%、令和2年には57.9%と増加している。

表1-1(1) 人口の推移【国勢調査】

区分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
	人	人	%	人	%	人	%	人	%
総数	5,947	5,537	△ 6.9	4,785	△ 13.6	4,577	△ 4.3	3,691	△ 19.4
0歳～14歳	1,340	828	△ 38.2	464	△ 44.0	268	△ 42.2	214	△ 20.1
15歳～64歳	3,987	3,752	△ 5.9	2,955	△ 21.2	2,840	△ 3.9	2,064	△ 27.3
うち 15歳～29歳(a)	1,288	841	△ 34.7	547	△ 35.0	441	△ 19.4	294	△ 33.3
65歳以上(b)	620	957	54.4	1,366	42.7	1,468	7.5	1,376	△ 6.3
若年者比率(a)/総数	21.7%	15.2%	-	11.4%	-	9.6%	-	8.0%	-
高齢者比率(b)/総数	10.4%	17.3%	-	28.5%	-	32.1%	-	37.3%	-

表1-1(2) 人口の推移【住民基本台帳】

区分	平成27年3月31日		令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	3,535人	-	3,080人	-	△ 12.9%	2,692人	-	△ 12.6%
男	1,786人	50.5%	1,555人	50.5%	△ 12.9%	1,397人	51.9%	△ 10.2%
女	1,749人	49.5%	1,525人	49.5%	△ 12.8%	1,295人	48.1%	△ 15.1%

区分	令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	3,077人	-	△ 12.9%	2,682人	-	△ 12.8%
男 (外国人住民除く)	1,554人	50.5%	△ 12.9%	1,394人	52.0%	△ 10.3%
女 (外国人住民除く)	1,523人	49.5%	△ 12.9%	1,288人	48.0%	△ 15.4%
参考	男(外国人住民)	1人	33.3%	3人	30.0%	-
	女(外国人住民)	2人	66.7%	7人	70.0%	-

表1-1(3) 人口の見通し【人口ビジョン(住民基本台帳)】

区分	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
総数	3,125人	2,737人	2,510人	2,280人	2,050人	1,825人	1,605人
年少人口(0～14歳)	213人	159人	136人	116人	96人	79人	62人
生産年齢人口(15～64歳)	1,611人	1,300人	1,109人	898人	691人	542人	427人
高齢者人口(65歳以上)	1,301人	1,278人	1,265人	1,266人	1,263人	1,204人	1,116人

表 1－1（４）産業別人口の動向【国勢調査】

区分	昭和50年		平成2年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	3,012人	-	2,591人	△14.0%	1,987人	△23.3%	1,857人	△6.5%	1,710人	△7.9%	1,522人	△11.0%
第一次産業 就業人口比率	45.7%	-	37.6%	-	33.4%	-	31.7%	-	31.6%	-	31.4%	-
第二次産業 就業人口比率	18.0%	-	16.4%	-	12.5%	-	14.4%	-	10.9%	-	10.7%	-
第三次産業 就業人口比率	36.1%	-	45.9%	-	54.1%	-	53.4%	-	56.1%	-	57.9%	-

（３）行財政の状況

① 行財政の現況と動向

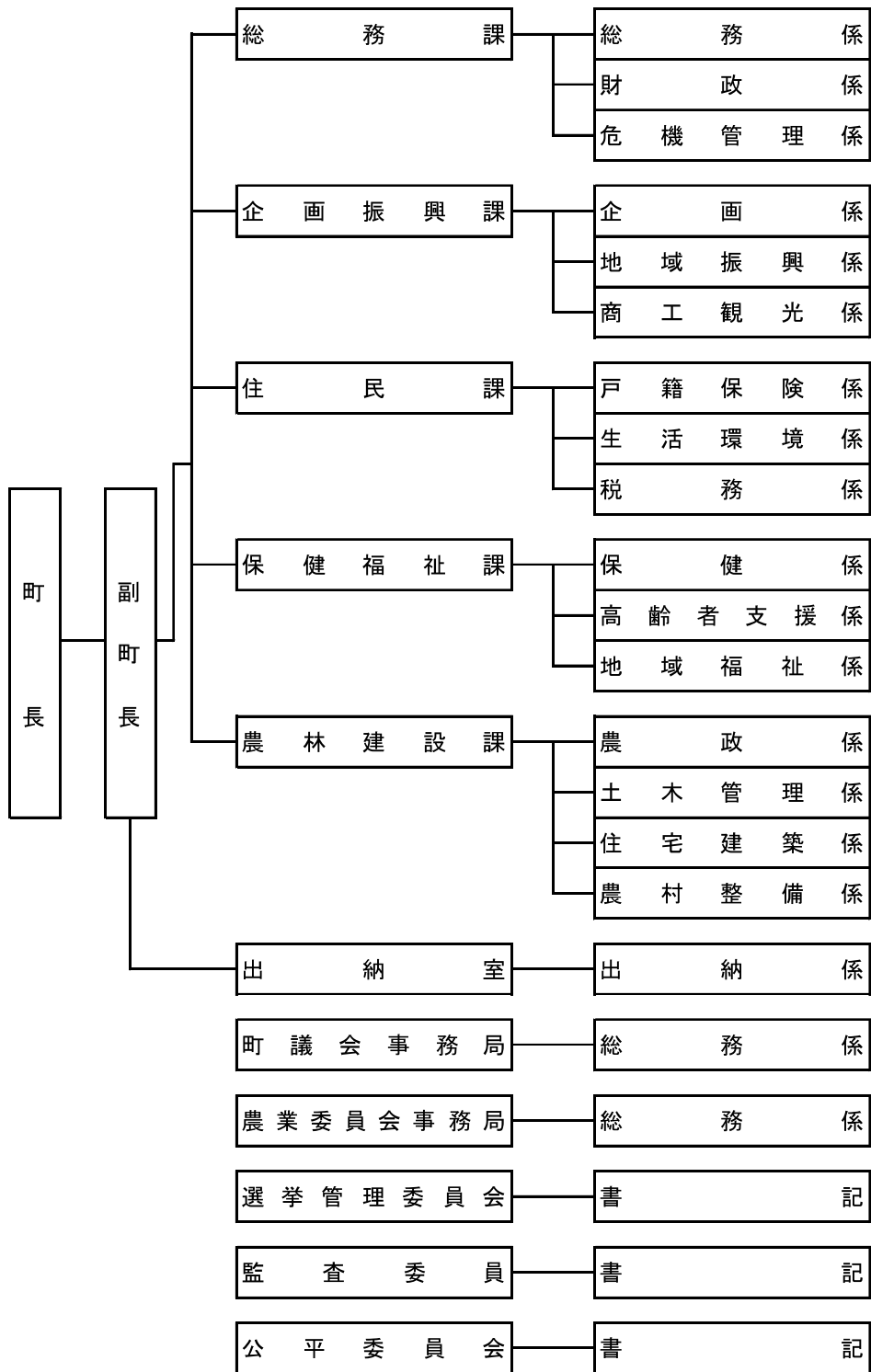
月形町は昭和 28 年 4 月 1 日町制を施行し、令和 5 年に 70 年を迎えた。その間、昭和 47 年 4 月 1 日には広域消防一部事務組合「岩見沢地区消防事務組合」を岩見沢市、旧栗沢町、旧北村、月形町の 4 市町村で設置し、消防行政の広域化と近代化を図るなど、常備・非常備体制を強化してきた。また、生活用水の安定供給に向け、振興局界を越え新篠津村と月形町で一部事務組合「月新水道企業団」を昭和 49 年 4 月 1 日に設置している。

広域行政の推進においては、昭和 48 年度に「南空知広域市町村圏振興協議会」を夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、旧北村、旧栗沢町、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町の 4 市 6 町 1 村で設置した後、平成 3 年度には本圏域がふるさと市町村圏に選定され複合事務組合「南空知ふるさと市町村圏組合」として、構成市町村間の調和のとれた特色のある地域づくりを進めている。また、令和 7 年 4 月からは、国の定住自立圏構想に基づき、圏域による生活機能の強化や各種資源の有効活用を目指し、「南空知圏域定住自立圏」を形成し、取り組みを進めている。

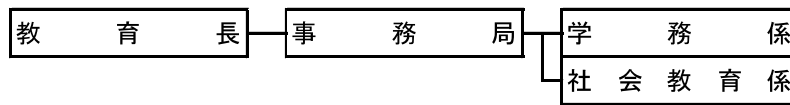
平成 12 年 4 月に導入された介護保険制度については、介護認定審査の公平・中立性の確保のため、介護認定審査会を旧北村、新篠津村、月形町の 3 町村で共同設置したが、旧北村の岩見沢市への合併により現在は新篠津村、月形町の 2 町村で運営している。また、障害者総合支援法に基づく障がい認定審査会についても同様に 2 町村で運営している。

行政機構としては、町長の事務部局は 5 課 16 係と出納室の出納係で組織しており、町立病院は、医局、薬局、事務局の 3 局で地域医療を担当している。行政委員会は、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会が置かれている。

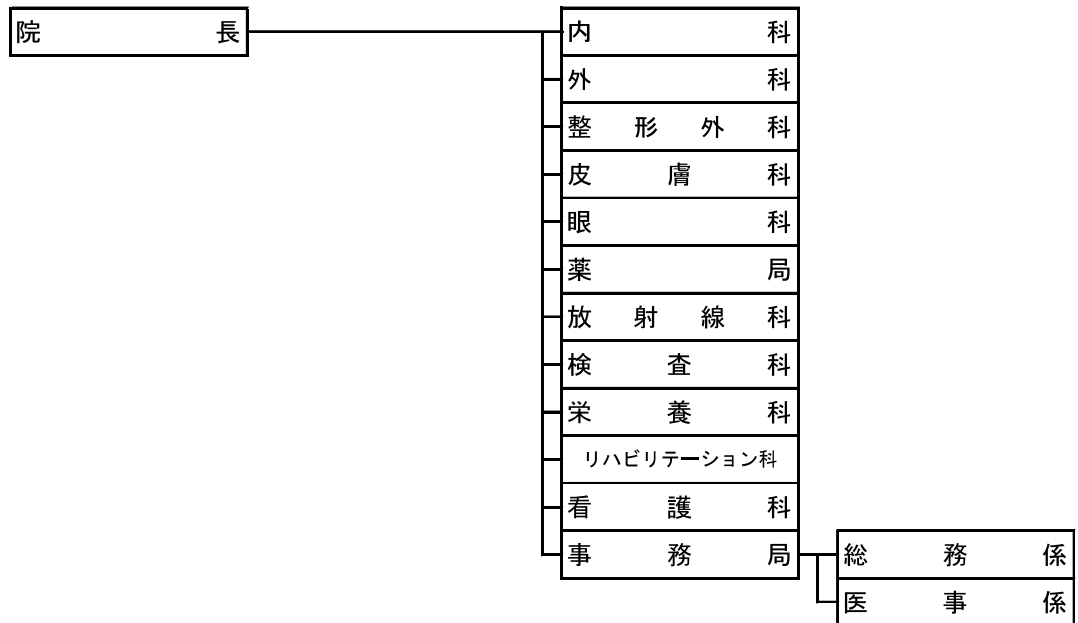
月形町行政機構図



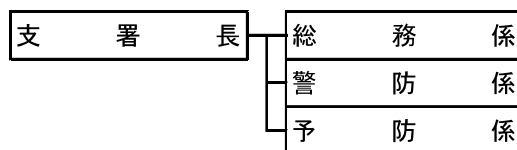
教育委員会



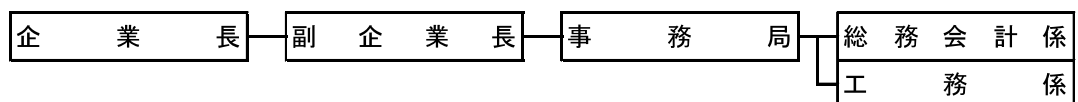
町立病院



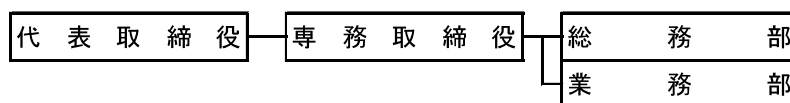
岩見沢地区消防事務組合月形支署



月新水道企業団



㈱月形町振興公社



月形町の財政状況は、一般会計歳入総額が平成 27 年度の 38 億 4 千 2 百万円から令和 2 年度の 55 億 6 千 8 百万円へと 44.9%増加し、歳出総額も 37 億 3 千百万円から 54 億 8 千 6 百万円へと 47.1%増加している。令和元年度では、地域情報通信基盤整備事業を、令和 2 年度では青果物集出荷貯蔵施設整備事業を実施したため、予算規模が大きくなったが、その他の年度においては、平成 27 年度並みの状況となっている。

歳入は、構造的に一般財源の 8 割以上を地方交付税が占め、平成 27 年度と令和 2 年度の比較で 1.5%減少しており、寄附金はふるさと納税の大幅な増加により、平成 27 年度の 4 百万円から令和 2 年度の 3 億 2 千 6 百万円へと増加している。

歳入総額に占める一般財源の割合については、平成 27 年度と令和 2 年度の比較で、農業所得の変動などにより市町村民税が増加しているが、地方交付税の減少により、0.4%減少している。

一方、歳出は、扶助費が増加しているが、公債費と人件費の減少により義務的経費が平成 27 年度と令和 2 年度の比較で 0.9%減少しており、性質別では、ふるさと納税の大幅な増加により物件費が 61.7%、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の増加により補助費等 5.36%増加している。

過疎対策としては、農業基盤整備の充実を図るため青果物集出荷貯蔵施設整備事業等による経営近代化、町民保養センター等整備事業において整備した「道の駅」による観光・レクリエーション分野の強化、橋梁長寿命化事業や除雪機購入、地域情報通信基盤整備による交通通信体系の整備、ハイヤーや路線バスの地域公共交通の体制維持など、自立した魅力あるまちづくりのための施策を重点的に進めてきた。また、過疎地域自立促進特別事業により乳幼児等医療給付事業や認定こども園利用者負担等無償化事業に取り組んでいる。

こうした中、地方分権化が進められ、権限と責任を国から地方へ移すことで、交付税と補助金を大幅に削ると同時に、税源も地方に移譲するという措置がとられ、町の置かれる環境は依然厳しい現状にあると言えるが、限られた財源を有効に活用し、過疎対策に資する持続的な地域活性化策に取り組む必要がある。

② 施設整備水準等の現況と動向

昭和 20 年代の後半においては、全国的に各自治体とも財政的に窮乏の状態にあり、月形町もその例外ではなく、昭和 31 年度から昭和 39 年度まで財政再建団体として、投資的経費の抑制を余儀なくされた。

このため、生活基盤整備の遅れが目立ち、町道の整備率について例にあげると、昭和 55 年では改良率 36.5%、舗装率 13.0%であった。旧過疎地域振興法適用後の平成 2 年度には、改良率 65.5%、舗装率 55.9%と上昇し、旧過疎活性化法適用後の平成 12 年度では改良率 78.1%、舗装率 74.3%、令和元年度には改良率 83.2%、舗装率 77.4%と全道的に見ても高い水準にまで整備された。

今後も、交通安全対策など機能面の充実のほか、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備が必要である。

農道及び林道については、従来から農産物の流通改善や森林施業の推進のために整備してきている。

月形町の水道事業は歴史が古く、樺戸集治監のあった明治時代から市街地への給水を行ってきた。近代的な上水道の普及は、昭和 49 年に新篠津村と設置した月新水道企業団による広域水道事業からである。昭和 45 年の普及率は 57.2%であったが、令和元年度では 98.8%となっている。なお、上水道未給水地域については、生活用水設備の設置及び修繕補助により給水確保対策を進めるなど、今後も安全・安心な生活用水の供給に努めて行かなければならない。

生活環境施設の整備においては、農業集落排水事業により平成 11 年度までに市街地区の下水道の供用を開始しており、供用区域外は合併処理浄化槽の普及が進んでいる。ごみ処理対策では、平成 6 年度に一般廃棄物処理場の第 1 期施設での処理を開始し、平成 16 年にはリサイクルセンターを整備し、平成 17 年から分別収集を始めている。また、平成 27 年度より岩見沢市、美唄市、月形町の広域連携により、岩見沢市に建設したごみ処理施設への供用を行っている。

核家族化や女性の社会進出が進み、日中、児童の世話をする人がいない世帯が増加しており、多様な保育ニーズへの対応と雇用の安定確保を図るため、平成 11 年度に従前までの季節保育所に替えて通年型の保育所を開所した。さらに私立幼稚園の閉園とも相まって就学前の子どもに対する教育や保育、保護者の子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園を平成 28 年度に開設した。

医療の面においては、平成 5 年度に狭隘な院舎であった町立病院を新築し、現在では人員や医療機器など医療体制も充実しており、地域医療の担い手として質の良い医療の提供に努めている。

教育文化施設における義務教育施設にあつては、地域に開かれた学校環境づくりを念頭に、老朽化した学校施設の大規模改修など、教育環境の整備を進めている。

このほか、地域の特性を生かした観光レクリエーション施設を整備し、交流人口の増加や地域経済の活性化に取り組んでいる。また、まちの発祥や北海道開拓に寄与した樺戸集治監の歴史を伝承する月形樺戸博物館を平成 8 年度に開館し、平成 24 年度に展示内容をリニューアルしている。

表 1－2（１）財政の状況

		(単位: 千円)		
区分		平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	一般財源	4,775,780	3,842,477	5,568,046
	国庫支出金	2,470,425	2,573,584	2,562,298
	都道府県支出金	1,248,893	170,341	680,433
	地方債	183,305	375,990	786,179
	うち過疎対策事業債	296,370	361,262	735,664
	その他	88,700	276,600	663,900
	その他	576,787	361,300	803,472
歳出総額 B		4,665,675	3,731,194	5,486,224
	義務的経費	1,265,952	1,294,212	1,282,386
	投資的経費	1,782,588	442,710	1,286,634
	うち普通建設事業	1,772,582	442,710	1,286,634
	その他	1,617,135	1,994,272	2,917,204
	過疎対策事業費	2,080,988	1,355,282	
歳入歳出差引額 C(A－B)		110,105	111,283	81,822
翌年度へ繰り越すべき財源 D		37,418	21,515	2,367
実質収支 (C－D)		72,687	89,768	79,455
財政力指数		0.17	0.15	0.17
公債費負担比率		17.5	15.1	12.8
実質公債費比率		10.9	5.2	2.7
起債制限比率		7.9	2.5	△ 1.0
経常収支比率		73.9	82.1	71.7
将来負担比率		－	－	－
地方債現在高		4,316,046	3,909,147	3,948,419

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道 (m)	154,999	139,335	147,436	148,524	144,876
改良率 (%)	36.5	65.5	78.1	80.3	83.2
舗装率 (%)	13.0	55.9	74.3	74.6	77.4
農道延長(m)				35,384	35,384
耕地1ha当たり農道延長 (m)	3.9	0.2	9.4	-	-
林道延長(m)				25,883	22,883
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.6	2.3	2.9	-	-
水道普及率 (%)	74.2	84.9	84.4	84.3	98.8
水洗化率 (%)	-	13.1	63.0	76.8	93.8
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	7.8	8.5	9.7	10.3	13.0

（４）地域の持続的発展の基本方針

月形町においては、依然として進学や就職による若年層や高齢期における町外家族との同居などの人口流出が続いている。また、少子高齢化の急速な進行、基幹産業である農業の低迷、地域産業や地域社会を支える人材の不足など、多くの課題を抱えている。その一方では、安全で良質な農産物の生産地、優れた自然環境や再生可能エネルギー資源を有する地域、特異な歴史と文化を有するまちとして、持続可能な社会を構築する大きな潜在力と可能性を持っている。

今後については、これまでの過疎対策の継続はもとより、厳しさを増す社会情勢や少子高齢化の進行などの課題に的確に対応し、月形町総合振興計画などとの整合性を図りながら、まちづくりの目指す将来像である「みんなでつくる未来 ともに歩むまちづくり」の実現に向かって、本町の特性を最大限に生かしながら、地域活力のさらなる向上と持続的発展を目指すものとする。

〔主な施策〕

- ◎ ともに支え合う健やかなまちづくり
 - 健康づくり意識の高揚と疾病予防活動の促進
 - 各種健診等の充実
 - 精神保健対策の推進
 - 保健・医療・介護の連携強化
 - 町立病院の充実
 - 救急医療体制の充実
 - 高齢者支援推進体制の充実
 - 介護予防の推進
 - 介護保険事業の推進
 - 認知症対策の推進
 - 生きがいづくり・社会参加の支援
 - 生活支援サービスの充実

- 障がい者支援推進体制の充実
- 共生のまちの実現に向けた啓発活動等の推進
- 障がいの早期発見と療育、機能の維持・改善の支援
- 地域生活への移行の支援
- 母子保健事業の推進
- 教育・保育サービスの充実
- 子育て支援サービスの充実
- 出産・子育てに関する経済的支援の推進
- 支援が必要な子どもと家庭へのきめ細やかな対応
- 気軽に相談できる環境づくりの推進
- 総合相談体制の整備
- 地域福祉の多様な担い手の育成
- 地域全体で支え合う活動の促進
- 人にやさしい環境づくり
- 医療保険制度の健全運営
- 国民年金制度の普及促進
- 介護保険制度の適正運営
- 低所得者福祉の推進
- ◎ 活力とにぎわいのあるまちづくり
 - 農業生産基盤の充実
 - 多様な担い手の育成・確保
 - 生産性の向上、ブランド化の促進
 - 有害鳥獣対策の強化
 - 適切な森林管理と計画的な森林整備の促進
 - 作業路網の整備充実
 - 商工会への支援
 - 地元企業への支援
 - 起業・新商品開発等の促進
 - 企業の立地促進に向けた取り組みの推進
 - 情報発信の充実
 - 観光・交流資源の整備充実と活用
 - 広域観光・交流体制の充実
 - 雇用機会の確保と雇用の促進
 - 中小企業等への支援
 - 消費者意識の高揚
 - 消費者保護の充実
- ◎ 快適で安全・安心なまちづくり
 - 環境保全活動の促進

- 不法投棄の防止
- 地球温暖化防止対策の推進
- 再生可能エネルギーの導入
- ヒグマ出没時の体制整備
- ごみの適正処理の推進
- ごみ減量化とリサイクルの推進
- し尿及び汚泥の適正処理
- 上水道施設の整備
- 水質管理の充実
- 農業集落排水施設の適正管理
- 下水処理水及び下水道汚泥の有効活用
- 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理等の促進
- 公園の整備充実と管理体制の充実
- 緑化の推進
- 霊園の適正管理と整備
- 火葬場の適正管理と整備
- 消防・救急体制の充実
- 消防団の活性化
- 火災予防の徹底
- 総合的な防災・減災体制の確立
- 防災意識の高揚と自主防災組織の育成
- 治山・治水対策の促進
- 武力攻撃等の緊急事態対策の推進
- 交通安全に関する啓発等の推進
- 交通安全施設の整備充実
- 防犯に関する啓発等の推進と自主的な防犯活動の促進
- 再犯防止と犯罪被害者支援
- 道路除排雪体制の充実
- 除雪サービスの充実
- ◎ 人が輝き文化を育むまちづくり
 - 学校施設・設備の整備充実
 - 教育活動の充実
 - 開かれた信頼される学校づくり
 - 学校給食等の推進
 - 通学対策の推進
 - 高等学校の存続に向けた取り組みの推進
 - 町外高校に在学する生徒への支援
 - 生涯学習講座の充実

- 高齢者教育の充実
- 指導者の確保
- 図書館の充実と読書活動の促進
- 青少年健全育成体制の充実
- 青少年の体験・交流活動等への参画促進
- 子ども会の活動支援
- スポーツ施設の整備充実
- 運動能力の向上とスポーツ競技者の育成
- 町民のスポーツ活動の充実
- 健康づくり・体力づくり事業の推進
- 文化団体・指導者の育成
- 文化芸術にふれ、活動する機会の充実
- 文化財の保存と活用
- 国際感覚あふれる人材の育成
- 地域間交流の推進
- ◎ 未来の暮らしを支えるまちづくり
 - 土地利用関連計画等に基づく適正な規制・誘導
 - 鉄道跡地の利活用等
 - 住宅建設・購入等に関する支援の推進
 - 町営住宅の適正管理等の推進
 - 分譲宅地の販売促進
 - 移住・定住の促進に向けた取り組みの推進
 - 空き家対策の推進
 - 交流人口増加施策の推進
 - 国道・道道等の整備促進
 - 町道の整備
 - 公共交通の維持・確保
 - 情報サービスの充実
 - 行政内部の情報化の推進
 - 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ◎ とともに生き、ともに歩むまちづくり
 - コミュニティ活動の推進
 - コミュニティ活動の活性化
 - 広報・広聴活動の充実
 - 情報の公開と提供
 - 町民等との協働体制の強化と地域を支える人材の育成
 - 町民団体・NPO法人等への支援
 - 男女共同参画に関する啓発活動等の推進

- 男女がともに活躍できる社会づくりの促進
- 組織運営の適正化
- 効率的で無駄のない財政運営の推進
- 町民サービス等の向上
- 公共施設等の総合的な管理の推進
- 広域行政の推進

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

① 人口に関する目標

ア 長期的展望

平成 28 年 2 月に策定し、令和 2 年 3 月に改定、令和 7 年 3 月に見直しを行い改定した人口ビジョン（住民基本台帳）において、令和 12 年に合計特殊出生率 1.50、令和 32 年の人口規模を 1,605 人と設定し、必要な政策を推進する。

イ 将来展望を実現するための戦略

基幹産業である農業の充実、交流人口の増加による生産性の向上、雇用の安定化による結婚と子育ての望みの実現、就業者の住環境の整備、子育て世代を対象とした支援の充実等の対策により、再生産年齢（15～49 歳）における女性人口と出生数の減少に歯止めをかけ、人口減少を緩和する。

② 財政力に関する目標

成果指標	現状値	目標値
経常収支比率	88.4% (R06)	85.0%以下 (R11)
実質公債費比率	4.4% (R06)	7.5%以下 (R11)
町税収納率	98.94% (R06)	99.50% (R11)

③ その他、地域の実情に応じた地域の持続的発展のための基本となる目標

成果指標	現状値	目標値
月形商工会の会員数	101 会員 (R05)	101 会員 (R11)
新規就農者数（5 年間）	3 人 (R05)	5 人 (R11)
総人口に占める転入者数の割合（5 年間平均）	4.20% (R05)	5.00% (R11)
観光宿泊者数（5 年間）	11 万人 (R05)	11 万人 (R11)
出生数の合計（5 年間）	60 人 (R05)	60 人 (R11)
再生産年齢（15 歳～49 歳）の女性人口	321 人 (R05)	300 人 (R11)
総人口に占める転出者数の割合（5 年間平均）	5.28% (R05)	5.00% (R11)
月形町への定住の意向	43.0% (R05)	50.0% (R11)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

① 評価時期

事業完了後の翌年度に評価を実施する。

② 評価手法

創生総合戦略審議会などによる外部評価を毎年度実施し、その結果を公表する。また、客観性や透明性を持たせるため、定期的に町民まちづくりアンケートを実施する。効果的な施策を展開するためにも、計画、実施、評価、改善のサイクルにより進めていく必要がある。

(7) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合性

月形町では、多くの公共施設や道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備してきた。しかしながら長期的展望において、人口減少・少子高齢化の進行による歳入の減少が予測され、今後の公共施設等の維持管理・更新費等の縮減が求められている。このため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって公共施設等の最適な配置を実現するための管理方針を定めることとし、平成29年3月に「月形町公共施設等総合管理計画」を策定し、令和8年3月に人口減少や財政状況等、現状に即した内容に改訂した。公共施設等の管理に際しては、「①人口減少を見据えた整備更新」、「②住民ニーズへの適切な対応」、「③民間活力の導入」という3つの基本的な方針を定めている。

本計画では、月形町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

① 移住・定住

札幌市や空知総合振興局所在地である岩見沢市への通勤圏内であり、地理的な条件は良好な本町であるが、少子化、若年層の町外への進学・就職、離農や高齢期における町外家族との同居など人口減少は顕著であり、移住・定住施策の重要性は増している。令和2年にはＪＲ札沼線（学園都市線）の一部廃止等もあり、移住・定住施策と併せて、その基礎となる地域公共交通の再構築や地域医療体制の維持など生活基盤の確立も課題となっている。

また、基幹産業である農業をはじめ産業全般に渡り、後継者や人材不足も進んでいる。新型コロナウイルス感染症禍以降、首都圏からの地方移住等の関心が高まっており、新規就農者や農業後継者への支援、若者就業者への支援をはじめとするＵＩターンなどの施策を推進していく必要がある。

月形町では、不動産事業者がいないことにより賃貸住宅や土地・建物の空き情報などが不足している。町外からの移住を検討する者にとって欠くことのできないものであり、子育て支援や福祉対策など本町独自のサービスと併せて情報提供し、本町の魅力を活かした暮らし方などを総合的に提案していく必要がある。

② 地域間交流の促進

地域間交流については、近年首都圏から地方移住等への関心が高まっており、多様化するライフスタイルのニーズを的確に捉え、他地域との人・物・情報の交流によるにぎわいの創出と地域の活性化が期待される。

また、月形町が持つ都会では希少となった美しい田園空間や豊かな自然などの資源は、「ゆとり」や「いやし」を求める都市住民にとって魅力的なものとして捉えられつつあり、自然志向などの様々なライフスタイルを実現できる場としての機能を発揮している。

(2) その対策

① 移住・定住

ア 情報発信の充実

移住・定住者向けとして、ホームページへ空き家・空き地バンク、町営住宅、民間賃貸住宅の空き情報などについての情報発信を充実していく。

イ 住宅施策

空き家・空き地バンクによる住宅情報を提供するとともに、住宅の取得及びリフォームなどに対する支援を行う。

ウ ＵＩターン等の促進

若者や後継者の定住とＵ・Ｉ・Ｊターンの施策の推進に向け、新規就農者、農業後継者、起業家、若者就業者などへの支援を行う。

エ 生活基盤

月形町地域公共交通計画と連動しながら、住み慣れた地域に安心して住み続けられる生活交通の確保を目指す。

② 地域間交流の促進

地域間交流については、友好姉妹町村として交流を行ってきた新潟県の旧月潟村、平成 25 年度から交流が始まった、町名の由来である樺戸集治監初代典獄月形潔氏の出身地である福岡県中間市との交流を継続する。

また、南空知圏域定住自立圏の構成市町と連携するなど、都市圏との間で人、物、情報、文化などの交流を一層充実させ、外部からの様々な刺激により町の活性化を導き出す。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	定住化促進事業 新築住宅や中古住宅の購入に対して補助することにより、安心安全な住環境の確保や持ち家による定住化を促進するとともに、商業の振興による地域の活性化を図る。	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	地域間交流	地域間交流事業 町民が幅広い視野識見を持ち、活力ある地域づくりに貢献するため、友好姉妹市町村等との地域間交流を図る。	月形町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する 3 つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

近年の農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、労働力不足と高齢化が深刻な状況となっている。また、気候変動による収量変動や品質低下も懸念され、様々な生産資材の価格上昇でコストが増加している。一方で農産物価格への転嫁は容易ではなく、農業の経営は不安定化している状況である。

このような状況の中、月形町の農業が持続可能なものとするためには、スマート農業やICT導入による省力化と効率化、労働力や担い手の確保が必要である。加えて、ブランド化や高付加価値化で市場競争力を強化することも重要である。

表～農業経営体数、経営耕地面積等の推移

区分	平成22年	平成27年	令和2年
農業経営体数	235	194	173
経営耕地面積(ha)	2,573	2,655	2,785
一経営体の経営耕地面積(ha)	11.1	13.8	16.3
基幹的農業従事者数	484	399	339

(農林業センサス)

② 林業

森林面積は、本町総面積の約6割を占めている。近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在化などにより森林整備も滞りつつである。

林業不振の状況が長期にわたって続いてきた中で、林業生産活動は停滞傾向にあるが、皆伐・間伐林齢を迎えた森林の計画的な整備が必要となっているほか、水源かん養機能や山地災害防止機能を保全するための森林管理等が求められている。

③ 中小企業

ア 商業

月形町の商業は、小売業を主体に町内の購買ニーズに応えてきたが、小規模個人経営が大半を占める商業構造にあって、車社会の一層の進展や近隣自治体への大型店の進出、消費者ニーズの多様化・高度化等を背景に、購買力の流出が著しく、高齢化や後継者不足とも相まって商店の廃業が増加してきている。

このため、町民や事業者との協働により、商業の再生を進めるとともに、商工会への支援を通じ、商店の経営の安定化やサービスの向上等を促進していく必要がある。

イ 建設業、工業等

過疎化による労働人口の減少や長引く景気低迷による受注量の減少により、極めて厳しい経営状況にある。

建設業等に携わる住民も高齢化が進み、既存事業所の持続的な経営の安定や後継者育成に資する支援が必要となっている。

④ 企業誘致と起業化促進

町内の雇用や定住を促すため、企業誘致による地域経済の活性化が期待されているが、立地環境の劣位や民間企業経済の低迷などの要因により誘致は進んでいない。しかし、企業誘致に向けて、誘致制度の見直しや拡充を図る必要がある。

また、月形町の基幹産業である農業や商工業などの地域産業は、多くの課題を抱え厳しい状況にあることから、地域の特性を生かした新しい産業の創出が必要とされている。

⑤ 観光・レクリエーション

旧石狩川を活用した皆楽公園は、27haの広がりを持つ水と緑の自然公園であり、バンガローやキャンプ場、パークゴルフ場などが整備され、隣接する月形温泉ゆりかごや「道の駅275つきがた」、多目的アリーナ等とともに、本町を代表する観光・交流拠点となっている。

しかし、観光客は日帰りが大部分を占めているほか、これらの観光・交流資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分に活用されているとはいえない。

今後は、観光客の増加はもとより、観光・交流から関係人口や定住・移住への展開も見据えながら、観光・交流資源の整備充実・有効活用に努め、着地型の観光・交流機能の強化を進めていく必要がある。

(2) その対策

① 農業

地域経済社会の維持・活性化において本町農業が果たす役割は極めて大きいことから、農業生産基盤の一層の充実や担い手の育成、農産物のブランド化など、生産者、関係機関・団体、行政が一体となった多面的な取り組みを推進する。

主要な施策は、次のとおりとする。

ア 農業生産基盤の充実

農産物の生産性向上のため、農業振興施設整備、ほ場の区画整理や暗渠排水整備、客土などの土地改良事業を推進する。

イ 多様な担い手の育成・確保

新たに農業を志す者への情報提供や相談体制を充実させつつ、研修や実習などの就農前の支援や就農後の営農相談などの支援についても強化することで、親元就農者をはじめとした農業後継者や新規就農者の育成・確保に努める。

ウ 農業経営の改善

農地の利用集積や農作業受委託の促進、認定農業者制度を活用するとともに、経営指導も徹底することにより農業に対する強い意欲と高い経営管理能力を有する担い手の育成を進める。

エ 生産性の向上、地域特産品生産振興及びブランド化の促進

農畜産物のブランド化に向け、食の安全・安心と環境に配慮した農業の確立や独自の流通体制の整備、地域特産品生産振興、6次産業化の推進など多面的な取り組みを進める。

オ スマート農業の推進

農作業の効率化・省力化、生産性の向上のため、スマート農業やICT導入の取り組みを推

進する。

② 林業

森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林組合との連携のもと、森林所有者の合意形成を図りながら、森林整備計画に基づく計画的な森林管理・整備を促進するほか、森林の多目的利用の推進として「道民の森」、「円山公園」などを森林の憩いの場や遊び場、学習や環境教育の場として利用を推進する。

③ 中小企業

ア 商業

商工会やＪＡ等との連携のもと、既存企業の経営の安定化に向けた支援、起業や事業承継への支援、農産物を生かした新商品の開発等に向けた取り組みを進める。

（ア）商工会への支援

商工業振興の中核的役割を担う商工会の運営を支援し、経営改善や後継者の育成、新規開業者の発掘、地域に密着したサービスや販売促進活動の展開など、商工業の活性化に向けた各種活動を一層活発化させる。

（イ）商工業経営の安定化の促進

商工業の経営の安定化や経営基盤の強化に向け、町の中小企業等への融資制度をはじめ、国・北海道の融資制度の周知と活用促進に努める。

（ウ）小売り・サービス業の再生に向けた検討の推進

人々が集うにぎわいの場の再生と創造を目指し、町民や事業者をはじめ、関係機関・団体、行政等が一体となり、小売り・サービス業の再生・存続を図る。また、事業承継や地元企業の異業種参入等を活発化させる仕組みづくりを目指す。

（エ）起業・新商品開発等の促進

起業や町の特産品を活用した商品の開発を促進するため、各種支援制度の拡充を図る。特に農畜産物を活用した商品開発を促進するため、農協や商工会との連携を強化し、地域経済の活性化と町のＰＲを推進する。

（オ）企業立地の支援

産業振興の効果的な発展を促進するための各種優遇制度を整備し、企業の誘致による雇用機会の拡大や地域経済の循環により、地域産業の持続的な発展を図る。

イ 建設業、工業等

中小企業経済は、担い手不足や高齢化が進んでおり厳しい状況にあることから、商工会との連携を図り、経営改善普及事業をはじめとする経営診断や指導業務を充実し、人材の育成や積極的な融資制度の活用を進める。特に、建設業関連の従事者は高齢化が進み、既存事業所の経営安定、後継者育成支援の必要性がある。また、適切な工事等の発注、新たな事業発掘に努めるとともに、同業種の新規参入の促進により、地域内における産業構造の維持や経済循環を図る。

ウ 中小企業の持続的な発展

中小企業等の振興として、企業の自らの創意工夫や自主的な努力を尊重しつつ、企業、商工会、町の役割等を明らかにし、関係機関との連携のもと、中小企業等全体の持続的な成長及び発展に関する施策を総合的に推進する。

④ 観光の振興

観光・レクリエーションは、関連産業への波及効果をもたらし、地域経済や地域社会の活性化に重要な役割を果たす位置付けにあることから、次の取り組みを推進する。

ア 観光・交流資源の整備充実・有効活用

観光の拠点として、皆楽公園エリアの再整備を図り、事業者等との連携のもと、施設・設備の適正な維持管理とソフト面での充実に努める。

つきがた夏まつり等のイベントは、関係団体等との連携のもと、内容の充実を進め、来場者数の増加に努める。

イ 広域観光・交流体制の充実

関係団体との連携や体制を強化し、広域的連携による受け入れや旅行会社とタイアップしたツアーの誘致、観光ルートづくりなどによる集客活動を推進する。

⑤ 広域連携

南空知4市5町で構成する南空知ふるさと市町村圏組合や同構成市町による南空知圏域定住自立圏の取り組みなどにより、近隣市町村や北海道など関係機関と連携を図りながら、計画に掲載する産業の振興をより効果的に進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	道営土地改良事業 (月新) (大曲) (月浜北) (共和東) (月浜南) (昭栄北) (昭栄南) (花山ダム) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業 (月形ダム)	北海道 月形町	

		農地耕作条件改善事業	月形町	
	林業	町有林整備事業	月形町	
		町有林管理事業	月形町	
		町内植樹事業	月形町	
		林業振興経費	月形町	
		豊かな森づくり推進事業	月形町	
	(3) 経営近代化 施設 農業	篠津地区国営造成施設管理事業	国	
		農地事務経費	月形町	
		水利施設管理強化事業 (月形地区、篠津中央地区、北海地区)	月形町	
		月形地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		中小屋地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		徳富ダム地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		総富地地区基幹水利施設管理事業	月形町	
		青果物集出荷貯蔵施設整備事業	月形町	
		穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業	月形町	
		農業振興施設整備事業	月形町	
	(4) 地場産業の 振興			

	加工施設	農産物加工施設整備事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(7) 商業			
	その他	事業承継支援事業	月形町	
		企業立地支援事業	月形町	
	(9) 観光又はレクリエーション	皆楽公園等整備事業	月形町	
		道の駅整備事業	月形町	
		町民保養センター等整備事業	月形町	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	新規就農対策事業 担い手の確保や産業の振興を図るため、町外から転入して新たに農業経営を開始しようとする者等へ、農業機械の購入や農用地賃借料など農業経営に必要な費用の一部を支援する。	月形町	
	商工業・6次産業化	起業支援事業 町内に事業所を設け、創業・起業する者へ事業実施に係る経費の一部を助成し、雇用の創出や町の経済の活性化を図る。	月形町	
		中小企業者等資金融資事業 町が指定する融資制度で資金を借り受けた中小企業者に対し保証料や利子の一部を助成し、中小企業の経営基盤の安定化と商工業等の振興を図る。	月形町	
		商工振興事業 人口減少や個人消費の低迷・流出な	月形町	

		どによる経営悪化により、事業者数の減少が進む中、商工業者指導団体へ必要な補助を行うことにより、商工業の振興と経営の安定化を図る。 商工業後継者等新規就業支援事業 町内で商工業を営む者の後継者又は新たに事業を興す者へ支援し、商工業の持続化と地域経済の活性化を図る。	月形町	
	観光	イベント実施事業 夏まつりなどのイベントを実施するイベント実行委員会へ助成することで、まちの魅力の発信や地域資源の活用により地域住民や団体等が一体的に取り組み、観光・交流人口と住民活動の促進を図る。	月形町	
	(11)その他	6次産業化推進事業	月形町	
		農産物ブランド化推進事業	月形町	
		地域特産品生産振興事業	月形町	
		就農支援事業	月形町	
		スマート農業推進事業	月形町	
		中山間地域等直接支払交付金事業	月形町	
		環境保全型農業直接支払交付金事業	月形町	
		多面的機能支払交付金事業	月形町	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
月形町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 13 年 3 月 31 日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」「(2) その対策」及び「(3) 事業計画」のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する 3 つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

地域情報化については、SNSによる情報伝達が急速に進展したことに伴い、令和7年9月末をもって全世帯に設置していたIP告知端末の運用を終了し、新たに町公式LINEを開設した。

今後は、高齢者や障がい者を含め、すべての町民が支障なく利用できる情報環境づくりに留意しながら、これまでの取り組みを活かした行政内部の情報化の一層の推進、町公式LINEによる情報伝達を一層進めていく必要がある。

なお、学校教育におけるコンピュータ教育の充実や主に高齢者のスマートフォンの普及拡大、地域の情報化を担う人材の育成が課題となっている。

(2) その対策

今後は、町公式LINEを活用した町からのお知らせの内容充実に努めるとともに、町公式LINEを利活用した町民生活の向上につながる新たな情報サービスの提供について研究し、その実現化に努める。

学校教育におけるICT教育の充実や、高齢者を対象にしたスマートフォンの普及拡大や基礎知識を習得するスマートフォン教室等の学習機会を提供し、地域の情報化を促進する人材の育成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設	情報化推進事業 地域情報通信基盤整備事業	月形町 月形町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信基盤運用事業 町公式LINEを運用し、防災情報など住民に必要な様々な情報を迅速に提供することにより、住民生活の向上を図る。	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する３つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

月形町と各市町村を結ぶ広域道路網は、国道 275 号、主要道道岩見沢月形線、月形厚田線、一般道道の月形幌向線、石狩月形停車場線の 5 路線があり、国道の延長は 16.2km、道道の総延長は 13.6km となっている。いずれも全線改良・舗装されているが、行楽期には渋滞も多く、通過車両による交通事故件数も増加しており、歩道の設置など安全施設の設置が求められている。

町道は、1 級町道 21 路線、2 級町道 17 路線、その他 121 路線の計 159 路線があり、総延長は 145km に達し、改良率、舗装率は全道的にも高水準となっているが、今後は機能面だけでなく、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備が課題となっている。

表～町道整備事業、主要幹線道、町保有除雪機械名及び台数

町道整備事業

町道実延長	改良済延長	比率	舗装済延長	比率	未改良延長	比率
144,910m	120,633m	83.24%	112,645m	77.73%	24,277m	16.75%

(令和7年4月1日現在道路現況調査)

主要幹線道

路線名	延長 (m)	現在幅員 (m)	路線名	延長 (m)	現在幅員 (m)
二 線	1,151.3	3.0～5.5	四 十 三 線	2,030.4	4.0～5.5
四 線	1,384.7	5.5	月 形 駅 前 線	246.8	6.5～11.0
七 線	531.6	5.5	新 宮 線	2,495.1	2.5～4.5
貯 水 池 線	3,730.4	2.5～6.6	札 比 内 中 央 線	1,104.9	3.0～5.5
中 札 比 内 線	2,951.6	5.5～12.7	二 号 線	2,183.3	2.5～5.5
豊 ケ 丘 第 一 線	1,855.2	5.0～5.5	南 札 比 内 川 沿 線	604.0	3
月 形 札 比 内 線	8,768.7	2.5～5.5	豊 ケ 丘 一 号 線	1,482.5	5.5
北 農 場 中 央 線	1,461.4	5.5～7.5	赤 川 線	1,788.2	2.5～5.5
円 山 一 号 線	1,281.6	3.0～6.0	農 事 会 第 一 線	1,277.2	3.0～5.5
須 部 都 橋 線	1,086.5	5.5～9.0	農 事 会 南 耕 地 線	368.7	4
緑 町 横 四 号 線	106.2	5.5	南 耕 地 月 浜 線	2,996.0	5.5
農 事 会 中 央 線	1,607.2	5.5	雁 里 中 央 線	2,360.8	5.5
南 耕 地 新 篠 津 線	1,785.0	3.0～5.5	増 反 地 一 号 線	1,468.3	4.0～5.0
中 野 線	6,795.7	4.0～7.0	農 事 会 月 浜 線	1,615.1	4.0～5.5
旧 札 幌 沼 田 線	2,493.7	5.5～6.5	十 六 号 線	1,168.4	5
四 十 六 線	3,103.9	5.5	五 耕 地 山 線	1,505.3	5.5
昭 栄 新 栄 線	3,696.4	3.0～7.0	月 ケ 岡 一 号 線	651.2	2.7～5.5
昭 栄 新 篠 津 線	2,211.8	5.5	新 田 五 耕 地 山 線	1,140.1	2.7～3.5
新 田 線	2,096.6	4.5～5.5			

(令和7年4月1日現在道路現況調査)

町保有除雪機械及び台数

除雪機械名	ロータリー	ダンプトラック	ショベル	計	備考
台数	4 台	5 台	5 台	14 台	

(令和7年4月1日現在)

② 公共交通機関

少子化や人口の減少、自家用車の普及などにより、バスの利用者は減少している。

現在、バス路線は、岩見沢市を結ぶ岩見沢月形線が6往復、札幌市、当別町を結ぶ札沼線バス月形当別線が9往復、浦臼町を結ぶ札沼線バス月形浦臼線が5往復、このほかに新篠津村経由で江別市を結ぶ新篠津村営バスがあり、その運行に対して助成を行っている。

平成15年には、JRバスの岩見沢月形線、月形滝川線の運行が廃止され、沿線住民の生活交通をスクールバスへの一般住民混乗により確保しており、令和2年5月のJR札沼線（学園都市線）の一部廃止では、代替バスとして札沼線バス月形当別線、月形浦臼線が運行している。また、令和7年からは、中央バス月形線に代わり、アオヤナギ観光バスの岩見沢月形線が運行している。

地域交通確保対策として、鉄路の廃止やバスの減便が見込まれる中、民間ハイヤー事業者維持のための支援や高齢者など交通弱者に対応する定額ハイヤー事業を行っている。

また、町内の交通結節点にバス待合所を整備し、公共交通利用者の利便性を高めていく必要がある。

表～路線バス運行状況

路線名	区間	運行回数	備考
岩見沢月形線	岩見沢市～月形町	往復6回	
新篠津村営バス月形江別線	江別市～月形町	往復2回	新篠津村経由
札沼線バス月形当別線	当別町～月形町	往復9回	
札沼線バス月形浦臼線	浦臼町～月形町	往復5回	

(令和7年4月1日現在)

(2) その対策

① 道路

交通基盤は、産業の発展や地域の振興にとって重要な役割を担っており、まちづくりの根幹をなしている。

道路網の整備については、交通安全対策に主眼を置き、近隣市町村と連絡する広域道路や町道についても住民が安心して快適な生活を送ることができるよう、交通安全の環境、橋梁の長寿命化を目的とした補修等の整備を促進するほか、国道・道道の適正な維持管理を関係機関に要請していく。

また、除雪機械の計画的更新、定期的な道路パトロールの実施等により、町道の除排雪体制の維持・充実を図っていく。

② 公共交通機関

日常生活における利便性の向上と利用促進を図るため、利用者ニーズに対応した路線バスの運行本数、ルートやダイヤの改正を運行事業者へ要請するとともに、民間ハイヤー事業者の経営維持や運行車両台数の確保を支援するなど、交通機関の確保対策を強化する。

また、町内の交通結節点にバス待合所を整備し、公共交通利用者の利便性を高めていく必要がある。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	町道新設改良事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		町道維持管理事業	月形町	
		町道（歩道）新設改良事業	月形町	
	橋りょう	橋梁管理事務事業	月形町	
		橋梁長寿命化事業	月形町	
	(2) 農道	道営農道整備事業	北海道	
	(3) 林道	林道管理事業	月形町	
	(8) 道路整備機械等	除雪車購入事業	月形町	
		除雪機械格納庫整備事業	月形町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域公共交通対策事業 公共交通の利用者は減少しており、運行事業者の経営状況は厳しい状況にある。運行事業者を支援するなど、住民の生活の基盤となる公共交通を維持していく必要がある。	月形町	
	交通施設維持	特別管理産業廃棄物運搬処分事業 交通施設の維持管理や更新などにより発生する特別管理産業廃棄物を適正に処理する。	月形町	

		町道維持管理事業	月形町	
--	--	----------	-----	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する３つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道及び下水道処理施設等

上水道は新篠津村との間に月新水道企業団を設置し、札比内地域を除く全域に生活用水を供給しており、未給水区域は地下水の汲み上げを行っている。

月形町は、人口集中区域は農業集落排水事業で整備した下水道により、それ以外の区域では合併処理浄化槽により生活排水を処理している。下水道未加入や合併処理浄化槽未設置の住宅もあるため、引き続き未加入者の加入促進や合併処理浄化槽への転換を進めていく必要がある。また、下水道は事業開始から 30 年以上を経過しようとしており、処理施設等の機能を保全するため、必要な調査や設備の更新など、適切な管理により長寿命化を図っていく必要がある。

ごみ処理は、全町収集を行っており、平成 24 年度から岩見沢市と美唄市、月形町の 3 市町が連携して、岩見沢市内に新ごみ処理施設を建設し、平成 27 年より供用を開始している。これに併せて平成 26 年度に衛生センターに直搬されるごみを分別・保管するためのストックヤードを整備し、平成 27 年度から直搬ごみの適正な分別処理を開始している。

し尿処理は、平成 26 年度までは美唄市のし尿処理施設で処理していたが、平成 26 年度に石狩川流域下水道組合の M I C S 事業（汚水処理施設共同整備事業）に参画し、奈井江管理センターにし尿や単独浄化槽汚泥を前処理する施設を設置し、平成 27 年から供用を開始している。また、農業集落排水処理区域を除く地域において、合併処理浄化槽設置の補助制度を設けるなど、衛生的な環境づくりを推進している。

② 消防・救急及び防災

消防・救急体制は、昭和 47 年に 1 市 2 町 1 村で組織する広域消防岩見沢地区消防事務組合が設置され、常備消防体制が確立した。その後、構成市町村の合併により、現在は 1 市 1 町の組織として、消防施設の近代化、消防自動車、救急自動車の更新など組合消防としてさらなる組織の連携、強化を進めている。

また、月形町は、過去幾度となく水害が発生しており、河川情報センターの端末機を活用して、水害予防監視体制を整えている。さらに、災害発生時の迅速な対応に備え、平成 11 年度に防災備蓄倉庫を建設し、備蓄用品の確保と施設・設備の整備を行っている。

表～消防・救急設備の状況

設備名	消防ポンプ車	小型動力ポンプ付水槽車	水槽付消防ポンプ車	小型動力ポンプ付積載車	小型動力消防ポンプ	救急車	広報車	消火栓	防火水槽	無線設備		
										卓上型無線装置	移動局	署活系携帯無線機
数量	1台	2台	1台	2台	0台	1台	1台	17基	33基	1局	17局	10局

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

③ 住宅及び宅地

月形町の町営住宅は、昭和 29 年から始まっている。耐用年数を経過した狭小な住宅などもあることから、平成 3 年度より計画的に多様な住宅ニーズに対応した町営住宅の建て替えを進めて

いる。

ゆとりある住宅環境づくりが求められており、平成3年度から宅地造成・分譲を行っている。また、少子高齢化や人口減少が急速に進む中、快適な住まいづくり住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅建設及びリフォーム補助の各制度を設け、住宅の建設や購入、リフォーム、アパート・マンションなどの民間賃貸住宅の建設等を支援している。

④ その他の生活環境の整備に関する事項

ア 有害鳥獣等駆除

各地で農業生産などへの被害を与えているアライグマやシカなどの野生鳥獣は、農作地のみならず市街地でも拡大しており、全町的に駆除が必要となっている。

イ 環境美化

月形町は、道内有数の切り花の産地や歴史と自然の調和するまちとして環境美化に努めており、官民一体となったはなのまちの推進により、環境意識の向上やまちづくり意識の醸成を図っていく必要がある。

ウ 河川の保全

河川の災害を未然に防止するため、月形町地域防災計画に基づく危険箇所の把握やパトロールを実施し、適正な河川の維持管理等に取り組む必要がある。

(2) その対策

① 水道及び下水道処理施設等

健康で快適な住民生活に一日も欠くことができない上下水道・廃棄物処理については、次の取り組みを推進する。

ア 上水道施設の整備

施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化等を総合的に勘案し、耐震管への継続的な敷設替など、上水道施設の整備・改修を推進する。

イ 合併処理浄化槽の設置促進と適正管理等の促進

水質汚濁を防止して生活環境の向上を図るため、下水道の加入を促進するとともに、下水道処理区域外地域にあつては、合併処理浄化槽設置の普及に努める。

ウ 下水道処理施設等の整備

劣化状況を調べる機能診断調査やその結果に基づいた施設機能を保全するために必要な計画等を策定し、施設の適切な管理と設備の更新などにより長寿命化を図る。

エ ごみ適正処理の推進

ごみ処理は、ごみの排出抑制とリサイクル処理による資源の再利用を進めるなど減量化を推進し、広域的連携のもと、焼却施設やリサイクル施設をはじめとするごみ処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努める。また、し尿は、広域的連携のもと、し尿や浄化槽汚泥の前処理施設の適正かつ効率的な管理・運営に努める。

② 消防・救急、防災

町民が安全・安心で暮らしていくために、消防力の充実強化を進めるとともに、防災・減災体制を確立していくため、次の取り組みを推進する。

ア 消防・救急体制の充実

火災などの災害防止や被害軽減を図るため、警戒体制の充実に努め、各種消防機器の適正な更新を図るとともに、防災拠点としての機能強化を図るため消防庁舎を含めた消防施設の計画的な整備を促進する。また、研修・訓練の充実による職員の資質向上、装備等の計画的な更新により、消防体制の充実を図る。

救急体制については、救急業務の高度化に対応するため、教育・訓練の充実に努め、住民に対するAEDを含めた応急手当の普及啓発を行い、体制を強化する。

また、医療機関との一層の連携により、迅速、適切な業務を行う。

イ 総合的な防災・減災体制の確立

防災については、地域防災計画や防災マップ等を適宜見直ししながら、総合的な防災・減災体制の強化を進める。特に、災害時の情報通信体制の充実を図るとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実、備蓄資機材の充実、避難場所の周知徹底、民間企業等との災害協定の締結を進める。

③ 住宅及び宅地

定住化を促進するためには、多様なニーズに対応した住宅環境の整備が必要になっている。住宅施策は、社会動向も考慮しながら、指針となる住宅マスタープランや町営住宅長寿命化計画に則して進めていく。

また、快適な住まいづくり住宅補助、あんしん住宅補助、民間賃貸住宅建設及びリフォーム補助の各制度による支援を引き続き行うとともに、民間賃貸住宅等建設補助については、さらなる有効な手法を検討し、制度の拡充に努める。

④ その他生活環境の整備に関する事項

ア 有害鳥獣等駆除

有害鳥獣等駆除については、非農家を含め全町的な駆除事業を引き続き進める。

イ 環境美化

官民一体となった環境美化運動により、まちのイメージアップと住民活動の促進を図る。

ウ 河川の保全

河川における災害の未然防止、自然災害対策の強化の観点から、護岸改修や浚渫等に積極的に取り組み、自然環境保全にも配慮した川づくりに努める。

エ 町有施設の解体

老朽化などにより有効活用が困難となった町有施設を解体撤去することにより、地域住民の安全確保、景観保全を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(2)下水処理施設			
	農業集落排水施設	農業集落排水事業	月形町	
	その他	合併処理浄化槽設置整備事業	月形町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	衛生センター管理運営事業	月形町	
		一般廃棄物処理施設管理運営事業	岩見沢市	
		衛生センター整備事業	月形町	
	し尿処理施設	し尿・汚泥処理事業	月形町	
		汚泥等受入施設広域整備事業	下水道組合	
	(4)火葬場	火葬場整備事業	月形町	
	(5)消防施設	消防自動車等整備事業	消防事務組合	
		消防庁舎整備事業	消防事務組合	
	(6)公営住宅	町営住宅整備事業	月形町	
		町営住宅管理経費	月形町	
	(7)過疎地域持続的発展特別事業 環境	はなのまち推進事業 官民一体となって町内の花壇に花を 植え、環境美化に努めるとともに、ま ちのイメージアップと住民活動の促進	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

		を図る。		
		有害鳥獣等駆除事業 アライグマやエゾシカなどの野生鳥獣の被害は、基幹産業の農業以外にも、交通事故や家庭菜園などの被害が発生しており、駆除を推進する必要がある。	月形町	
	防災・防犯	町内街灯管理経費 町内の街路灯の設置や維持管理に要する費用の一部を行政区等へ補助し、交通の安全や防犯などの保持を図る。	月形町	
	その他	町有施設解体事業 老朽化などにより有効活用が困難となった町有施設を解体撤去することにより、地域住民の安全確保、景観保全を図る。	月形町	
	(8)その他	防災対策事業	月形町	
		駅前パーク管理事業	月形町	
		河川維持工事経費	月形町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て支援

少子化の急速な進行に伴い、町全体での少子化対策、子育て支援が重要な課題となっており、若い世代が安心して子どもを生み、健やかに育てていくことができる環境づくりを町一体となつて一層積極的に進めることが求められている。

本町では、夫婦ともに仕事を持ちながら子育てする家庭がほとんどとなっており、家族で協力しながら行う子育てを支援するため、町内唯一の保育・幼児教育の場である認定こども園の充実が重要であり、運営法人と協力しながらより良い施設運営を行っていくことが求められている。また、学童期の子どもが安全・安心に放課後を過ごせるよう、学童保育所の必要性も増しているが、こども園・学童保育所ともに保育にかかる人材の確保が厳しい状態にあり、確保のための創意工夫が必要である。

また、不妊・不育に悩むカップルや、発達に支援を必要とする子どもの増加など、妊娠・子育ての課題も多様化しており、子育てにかかる相談場所の充実や関係機関と連携した細やかな支援の重要性が増している。

このような中、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て家庭を町全体で支援していくという視点に立ち、関係部門・関係機関が一体となつて、家庭や地域の子育て機能を支えるための多面的な支援施策を積極的に推進していく必要がある。

② 高齢者支援

月形町の高齢化率は既に 40%を超えており、特に 75 歳以上の後期高齢者の比率が高い状況にあり、これまで地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会や関連事業所、町立病院などの関係機関と連携しながら高齢者支援に当たってきた。認知症高齢者の増加や単身高齢者・高齢世帯の増加により保健・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられ、高齢者支援施策全般の充実が重要な課題となっている。

高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくための地域包括ケアシステムの強化が求められているほか、若いうちから良好な食習慣や運動習慣を身につけ生活習慣病を予防していくことや、趣味を持ち、人との交流の場を広げ、認知症予防に取り組むなど、すべての町民が介護予防意識を持ち、実践することができる環境づくりも重要である。

要介護状態になっても本人・家族が安心して今までの生活を続けられるよう、在宅サービスの充実や介護家族支援、必要な時には適切な施設サービスを利用できる体制づくりも必要である。しかし、人口減少に伴い、福祉施設入所者の減少や介護人材の確保の難しさなどから福祉・介護サービスの存続が厳しい状態となつてきており、大きな課題となっている。

③ 障がい者支援

月形町では、平成 17 年から障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画（総合保健福祉計画）を策定し、「障がい者と共に生き、支えあうまち」を基本目標として、関連事業所等と連携しながら、各種の障がい者支援施策の充実に努めてきた。

しかし、発育・発達に支援が必要な子どもが増加傾向にあるほか、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化も進んでおり、障がい者支援施策全般の一層の充実が求められている。

特に、障害者総合支援法に基づき、障がい者の自立と共生の社会の実現を図るため、施設入所者の地域生活への移行や障がい者の地域生活の支援、一般就労への移行等に向けた取り組みの充実が必要となっている。一方で、地域生活を行っていた障がい者の高齢化に伴う支援内容の変更や、介護施設への移行なども課題となっている。

④ 地域福祉

地域福祉では、社会福祉協議会が地域福祉の中心的役割を担っているほか、関連事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が地域に密着した様々な活動を展開している。

今後、人口減少及び少子高齢化がさらに進行し、援助を必要とする高齢者や障がい者等の増加により、福祉のニーズは増大・多様化することが見込まれる。特に、高齢者等の見守りや安否確認、移動、配食、除雪など生活支援の重要性は高く、地域全体で支え合う体制の強化が必要であるが、高齢化の進展によりボランティアの確保などが難しくなっている現状がある。

また、生活困窮にかかる相談も増加傾向にあり、生活保護の適用だけでなく、生活支援や就労支援等の全般的な支援が必要となっている。

このため、今後は、地域福祉計画に基づき多様な主体による地域福祉活動を促進し、町民総参画の地域福祉体制をつくり上げていく必要がある。

⑤ 健康づくり

急速に進む少子高齢化に伴い、多様な生活習慣を背景とする生活習慣病、これに起因する要介護者の増加が懸念される中、町民の健康の保持・増進は重要な課題となっている。

月形町では、平成 23 年度に健康増進計画「健康つきがた 21」を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、治療に向け、各種健診受診者数の増加への取り組みや、特定保健指導、健康講話、健康相談などの保健事業を行ってきた。

しかし、特定健康診査、がん検診の受診者数は減少傾向にある。また、重症化予防の観点から、脳卒中や心臓病につながりやすい高血圧者が多いことも課題となっており、食生活、生活習慣の改善に向けた支援が重要となっている。

また、健康への不安、育児の不安、ストレスへの対応など、各年齢層に通じる、こころの健康づくりへの支援対策について、一人で悩まず気軽に相談できる場所の周知や関係機関との連携も今後一層必要になってくる。

また、近年、新型コロナウイルス感染症など各種感染症の流行が見られることから、感染症予防対策の実践による感染症発生とまん延防止が重要となっている。

(2) その対策

① 子育て支援サービスの充実

月形町の保育及び幼児教育の拠点として、認定こども園の運営体制や施設・設備の充実について、運営法人と連携しながら計画的に進め、機能強化を図っていく。

また、妊娠・出産・育児に関する負担感や不安の軽減、児童虐待の予防や対策等に向け、保健福祉総合センターに令和8年度よりこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の連携をより緊密にして支援の充実を図る。また、認定こども園内に設置されている子育て支援センターで実施している育児相談や講座の開催、情報の提供等を行う地域子育て支援事業の充実を図る。

保護者が安心して就労や介護等ができ、児童が健全に育成されるよう、学童保育所の支援員の確保と運営内容の充実を図っていく。

さらに、子どもを望む夫婦への経済的支援として、不妊や不育に関する治療費の助成や妊産婦健診の通院交通費の助成等を行う。また、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、認定こども園の保育料や給食費の無償化、乳幼児等医療費及び乳幼児予防接種の助成、通院交通費の助成など、きめ細やかな経済的支援を行っていく。

② 高齢者支援推進体制の充実

高齢者が要介護状態になっても安心して生活できるよう、地域包括支援センターが核となり、各種相談に応じる体制を充実させるほか、関連事業所との連携を強化し、要介護認定者に対する居宅サービスや施設サービスなど、介護保険サービスの提供体制の充実に努める。

また、高齢者ができるだけ介護を必要とする状態にならないよう、各種介護予防教室の開催を中心とした介護予防事業を継続するとともに、認知症の早期発見・重度化防止や適切な介護サービスの利用について、医療機関や関係機関と連携して支援の充実・強化を行っていく。

さらに、高齢者が安心してできる限り地域で自立した生活を続けられるよう、社会福祉協議会等の関係機関やボランティア団体等と連携し、介護保険や行政サービスだけでなく多様な生活支援サービスの充実を図るなど、地域包括ケアシステムの強化を目指す。

③ 障がい者支援推進体制の充実

障がい者やその家族の相談に迅速・的確に対応するため、相談支援体制の一層の充実に努める。また、障がい者、行政、教育機関等が連携し、子どもから高齢者まで障がい者への支援を充実させるため、「障がい者自立支援ネットワーク会議」を中心とした協議の場を継続実施する。

施設から地域への生活基盤の移行を一層促進するため、障がい者本人の意思を尊重した地域生活に向けて町内各事業所と密接に連携しながら支援を行うとともに、障がい者の日中活動の場として地域活動支援センターの設置を継続する。

また、発育・発達の支援を必要とする子どもとその家族を支援するため、こども園と連携した相談支援事業の実施、「子ども発達支援センター（つみき園）」への委託による、適切な相談支援と発達支援の場の確保のほか、それぞれの子どもに合った関係機関での発達支援を受けられるよう、通所等にかかる費用を助成する。

④ 地域福祉活動の促進

地域福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会の運営を支援し、各種活動の活発化を促進す

るとともに、関連事業所や民生委員・児童委員、福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO等の育成・支援を行い、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進める。

高齢者や障がい者等が孤立せず、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、行政区や社会福祉協議会との連携のもと、「ふれあい見守り推進事業」の体制強化に努める。また、高齢者に関するさまざまな課題を解決するため、「生活支援協議会」を中心に、関係機関・団体と連携し、解決策の検討を進めていく。

また、生活困窮者の早期支援につなげるため、そらち生活サポートセンターや空知総合振興局などの関係機関とのさらなる連携を図っていく。

⑤ 健康づくり活動の促進

健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図るとともに、町民が楽しく自主的に健康づくりに取り組めるような仕掛けを工夫し、さらなる町民主体の健康づくり活動を促進する。

各種健診等については、受診しやすい健診機会の設定と受診勧奨の強化を行い、受診率の向上に努め、特定保健指導、健診結果説明会、健康教育、健康相談などの健診事後の支援を行う。また、健診後の要精密検査者の受診勧奨と受診状況の把握を行う。

感染症等予防対策については、乳幼児期から高齢期に至るまで、法定予防接種の接種推進と接種にかかる経済的支援を行うとともに、基本的な感染症予防対策の励行を呼びかける。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	認定こども園運営事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に
		認定こども園整備事業	月形町	
	(7) 市町村保健センター及びこども家庭センター	保健福祉総合センター管理事業	月形町	
		保健福祉総合センター改修事業	月形町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	認定こども園利用者負担等無償化事業 認定こども園利用者負担等の無償化	月形町	

		により、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実と定住促進を図る。		及ぶものである。
		乳幼児等医療給付事業 乳幼児等医療費の全額助成により、子育て世代の経済的な負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実と定住促進を図る。	月形町	
		学童保育事業 児童の保護者が安心して仕事や家族の介護などができるよう、放課後児童の受け入れを充実していく必要がある。	月形町	
	高齢者・障害者福祉	訪問看護実施事業 在宅で医療的ケアを必要とする高齢者に訪問看護を提供し、安心して在宅生活ができる環境を整える。	月形町	
		高齢者居宅生活支援事業 在宅で生活する高齢者に生活支援サービスを提供し、高齢者の自立した生活を支援していく。	月形町	
		高齢者事業団運営補助事業 高齢者事業団への支援により、高齢者の就労機会の確保と生きがい対策を推進する。	月形町	
		ふれあい見守り推進事業 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう地域における見守り体制を強化する。	月形町	

		予防対策事業 法定予防接種やインフルエンザなどの任意予防接種に対する費用の助成などを行い、接種を受けやすい環境を整え、疾病予防の推進を図る。	月形町	
	その他	社会福祉協議会運営補助事業 福祉活動を行う社会福祉協議会を支援し、地域福祉の推進を図る。	月形町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

月形町の医療機関は、町立病院1か所、歯科医院2か所であり、町立病院の診療科目は内科、整形外科をはじめ7科目で、病床数は40床である。

町立病院ではこれまで医師の確保や医療機器の整備等を行い、診療の充実を図ってきたが、高齢化や生活環境の変化に伴い町外の医療機関への受診依存度が高い状況にある。しかし、町民生活に密着した医療拠点として、今後とも町立病院の果たす役割は大きく、公設民営化を含めて町立病院のあり方を検討していく必要がある。

表～医療機関

医療機関名	診療科目	ベッド数
国保月形町立病院	内科、整形外科、外科、眼科、皮膚科、リハビリテーション科、精神科	40
山崎歯科医院	歯科	
はーと歯科クリニック	歯科	

(令和7年4月1日現在)

(2) その対策

町立病院は地域医療の拠点としての機能を維持・充実させるため、医師・看護師など医療従事者の確保と資質の向上に努めるとともに、施設の改修、医療機器の更新を行う。

また、今後の町立病院のあり方に関して公設民営化を含めた検討を行い、よりよい地域医療の提供に向けた取り組みを進める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	施設整備事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に
		医療機器等整備事業	月形町	
		医師住宅整備事業	月形町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	地域安定医療確保対策事業 (月形町立病院運営経費負担)	月形町	

		地域住民の安全・安心を守るため欠くことのできない月形町立病院の運営経費の一部を負担することにより、病院の維持と安定した医療サービスを確保していく。		及ぶものである。
--	--	---	--	----------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育関連施設

月形町には、町立の小学校1校、中学校1校が設置されている。

これまで、情報機器の整備による教育環境の向上や各学校施設・設備の整備、教育活動の充実等を進めてきた。平成27年度の学校教育法の改正に伴い、全国的に小中一貫教育が展開されはじめ、本町も少子化に伴う施設の見直しや学校の教育課程の編成を進める必要がある。

学校給食においては、栄養教諭を中心に食の指導を行っているが、今後とも、望ましい食習慣の形成や食べ物を大切にする心の育成に向け、地産地消を含めた食育を推進する必要がある。また、老朽化が進む給食センターの今後の方向性についても検討が必要になっている。

高等学校教育では北海道月形高等学校（全日制・普通科）は、近年の生徒数の減少により、令和3年度から地域連携特例校の指定を受ける。全国的な少子化と町内の生徒数の減少により、月形高校入学者数の確保が難しくなっている。しかし、本町の重要な教育施設であり、町の活性化のためにも必要不可欠であることから、存続に向けた取り組みを積極的に推進していく必要がある。

表～小中学校児童生徒及び教育施設の状況

学校名	児童生徒数		学級数		へき地 指定級	危険校舎 (㎡)	屋内体育 館
	令和7年	令和12年	普通編制	特別支援			
月形小学校	67	68	6	3			有
月形中学校	42	36	3	1			有
合計	109	104	9	4			

(令和7年5月1日現在 学校基本調査)

② 集会施設、体育施設、文化施設等

社会・経済情勢の変化に伴いライフスタイルの多様化がますます進む中、誰もが生涯を通じて主体的に学習に取り組み、生きがいに満ちた充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現と、それに対応する社会教育施設の整備が求められている。

集会や各団体の活動の場は、市街地に交流センター「つき・あえ〜る」のほか、町内には集会施設として、多目的研修センター、札比内コミュニティセンターなどがある。しかし、生涯学習活動の場として指導員の配置や相談機能を備えた施設は有していない。

また、現在の図書館は老朽化により、移設又は新築を検討する必要がある。体育施設は、屋内では総合体育館、温水プール、多目的アリーナ、屋外ではパークゴルフ場、野球場などが整備されており、いずれも建設から20年以上を経過するため、計画的な修繕・改修が必要になっている。

表～集会施設の状況

施設名	交流センター	コミュニティ センター	福祉会館	広域集落会館	多目的研修セ ンター
施設数	1	1	1	2	1

(令和7年4月1日現在)

(2) その対策

① 学校教育関連施設

確かな学力の育成に向け、小学校・中学校の連携強化や非常勤講師の配置による一貫したきめ細かな指導を推進し、ICT を積極的に活用しながら、本町ならではの教育資源を生かした創意ある教育の充実、情報教育や福祉に関する取り組みなど社会変化に対応した教育の充実を図る。さらに、義務教育学校の建設の検討に合わせ、老朽化した学校施設の大規模な改修等を計画し、新たな教育課程に合わせた設備及び教材・教具の整備を推進する。また、スクールバスについては、老朽化した車両の計画的な更新を図る。

学校給食については、学校給食センターが建設後 30 年以上を経過しており、建替えまたは、圏域での委託事業化等、他の給食提供方法の検討を行う。また、安全・安心で栄養バランスの取れた給食の提供と子どもたちの望ましい食習慣の形成に向け、食育と地産地消の取り組みを進める。

高校の維持存続のため、月形高等学校の入学者の安定確保に向け、各種支援を継続する。

② 集会施設、体育施設、文化施設等

生涯各時期の学習機会を拡充するためにも、関連施設の老朽化への対応や安全性の向上、利用促進に向けた改修や補修を実施し、計画的な管理を推進する。

社会教育環境の整備においては、複合的集会施設として整備した交流センター「つき・あえ〜る」の利用を図っていく。

図書館は、築 70 年以上経過しており老朽化が著しく、外壁の亀裂・脱落、室内の雨漏りなどが発生している状況のため、新築・移転などの検討を行い、計画的な施設配置を行う。

体育施設は、老朽化に伴う長寿命化への対応と安全性の向上を図るための改修を計画的に行う。また、施設の管理運営体制の必要な見直しを行うなど、他の関連施設との連携のもと、利用者サービスの向上を図る。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎・屋内運動場・屋外運動場	義務教育学校整備事業	月形町	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	月形町	
	給食施設	学校給食センター管理事業	月形町	

	その他	学校給食センター整備事業	月形町	
		小中学校・給食センター改築準備等事業	月形町	
		小学校管理事業	月形町	
		中学校管理事業	月形町	
		小中学校情報機器整備事業	月形町	
		小学校整備事業	月形町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 集会施設	中学校整備事業	月形町	
		交流センター管理事業	月形町	
		札比内コミュニティセンター管理事業	月形町	
		月ヶ岡ふれあいセンター管理事業	月形町	
	図書館	図書館管理事業	月形町	
		図書館整備事業	月形町	
	体育施設	総合体育館管理事業	月形町	
		野球場整備事業	月形町	
		パークゴルフ場整備事業	月形町	
		多目的アリーナ整備事業	月形町	
	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業			
	義務教育	外国語指導助手活動事業	月形町	
		小・中学校での外国語教育の充実な		

当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に

	高等学校	どにより、学力の向上と国際化に対応した人材の育成に努める。 人づくり振興事業 高校の魅力化や入学奨励金の交付などを支援し、入学者の確保と次代を担う人材を育成することにより、町の活性化を図る。	月形町	及ぶものである。
--	------	--	-----	----------

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

月形町の自治組織は、大別した3地区に合計13の行政区があり、行政区ごとに単一や複数の町内会などで組織されている。これら地域活動の展開の場としては、各種集会施設や体育施設などが利用されている。

しかし、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化等を背景に、コミュニティ意識の希薄化が進みつつあるほか、行政区としての規模の格差等の問題もみられ、コミュニティ機能の一層の強化が求められている。

今後は、町民への意識啓発の推進等により、行政区単位でコミュニティ機能の一層の向上を促していく。人口減少や高齢化の進行による担い手の不足などに起因する行政区の再編を支援し、将来にわたって自立・持続可能なコミュニティの形成を進めていく必要がある。

(2) その対策

地域における定住を促進するための住宅を整備するなど、コミュニティ機能強化を支援することで人口の流出を防ぐ取組を推進する。

コミュニティや住民自治の重要性、実際の活動状況等に関する広報・啓発活動、情報提供等を行い、町民のコミュニティ意識の高揚に努める。また、将来にわたって自立・持続可能なコミュニティ体制の確立を見据え、行政区の再編について、地域住民主導による検討を促進する。

高齢化の進行や人口減少により、集落機能の維持・存続に支障をきたす集落もあり、良好な生活環境を確保するためにも、地域住民の意向を尊重しながら、住宅地の変遷に合わせ行政区や町内会区域の統合を進めていく。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	新規就農実習者用住宅整備事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	行政区活動支援事業 行政区に対する運営交付金の交付等により、町民の自主的な活動を促進し、地域の共同意識や信頼関係を醸成するコミュニティ活動を継続する。	月形町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する３つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

月形町は、樺戸集治監（樺戸監獄）が設置されたことにより拓かれた、とりわけ特別な生い立ちを持つまちであり、町には、その歴史を今に伝える旧樺戸集治監本庁舎（町指定文化財）を有する月形樺戸博物館がある。また、樺戸集治監は、平成 30 年に北海道遺産、さらに、旧樺戸集治監本庁舎が令和元年に日本遺産「炭鉄港」の構成文化財として選定され、関連史跡は町内にいくつも残っており、これらを保存・継承していく必要がある。

文化芸術は、文化連盟や加盟文化団体が中心となり、集会施設等を利用して様々な文化芸術活動を行っている。しかし、活動団体の減少や参加者の高齢化による活動の停滞もみられ、今後は、誰もが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、活動成果を発表できる環境づくりを進めていく必要がある。

本町出身の彫刻家本田明二氏の作品の寄贈を令和 2 年に受け、令和 5 年 4 月博物館別館に「本田明二ギャラリー」をオープン。今後も、貴重な芸術作品を展示し、その功績を後世に伝えていく。

また、令和 2 年 5 月の J R 札沼線（学園都市線）の一部廃止により、町内から消えてしまった鉄路の記憶を後世へつなぎ、貴重な歴史的資源として活用するため、これらを保存・継承していく必要がある。

(2) その対策

北海道開拓に深く関わった樺戸集治監の歴史を、観光・交流はもとより、まちづくり全体に一層生かしていくため、学習会や講演会の開催をはじめとした博物館活動を推進する。貴重な歴史的文化遗产である旧樺戸集治監本庁舎を含む月形樺戸博物館を大切に保護・保全し、月形町のアイデンティティと魅力を高める施設として、収蔵資料の整理を進め、特別展などソフト面の充実を図る。

周辺自治体との連携のもと、多種・多様な文化芸術の鑑賞機会を提供し、文化活動に参加する機会を広げ、青少年をはじめ自主的な文化活動への意欲を高める。

貴重な芸術作品である本田明二氏の作品を展示するギャラリーをはじめ、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく。

J R 札沼線（学園都市線）は一部廃止されたが、鉄路の記憶と風景を次世代へ継承するため、人々が集う公園等の整備、鉄道施設や備品などの一部保存を図り、関係団体等との連携のもと貴重な歴史的資源として活用を進める。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振 興施設等 地域文化振興	樺戸博物館管理事業	月形町	

	施設	樺戸博物館整備事業	月形町	
	(3) その他	本田明二作品展示事業	月形町	
		札沼線跡地活用事業	月形町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する3つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれ、次代へ継承できる持続可能な社会の形成に向けた取り組みが強く求められている。

月形町では、一般住宅における太陽光発電システムの導入支援、公共施設における暖房管理の徹底や照明器具のLED化の推進、公用車へのハイブリッド車の導入など、環境保全・エネルギーに関わる各種の施策に取り組んできた。しかし、再生可能エネルギーの利活用は広がっていないため、より一層の環境・エネルギー施策の推進を図る必要がある。

(2) その対策

民間部門においては、太陽光発電の導入促進を図るため、一般住宅への太陽光発電システム設置を支援するとともに、バイオマス発電関連施設など、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に向けた民間事業者の活動を支援する。

公共部門においては、公共施設における再生可能エネルギー導入や公用車へのクリーンエネルギー自動車の導入など、再生可能エネルギーの利用促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	公共施設省エネ・再エネ整備事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	あんしん住宅補助事業 住宅用太陽光発電システムの設置に対する支援を行い、脱炭素社会と環境に優しいまちづくりの推進を図る	月形町	
	(3) その他	公用電気自動車整備事業	月形町	
		電気自動車充電施設整備事業	月形町	

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する３つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

月形町では、昭和 45 年に町民憲章を制定し、自主的なまちづくりへの住民意欲の喚起を行ってきたが、この理念は後世に引き継いでいかなければならない。

長期的なまちづくりは、住民と行政とが夢と危機感を共有できるよう、行政情報を積極的に公開・提供しながら、様々な分野において新たな関係を構築していく必要がある。

一方、本町は引き続き極めて厳しい財政運営を迫られることが予想される。地方分権時代にふさわしい自立・持続可能なまちづくりを進めていくためには、行財政全般について常に点検・評価しながら、さらなる改革を進めていく必要がある。

(2) その対策

町政の運営については、情報公開を積極的に推進するとともに、町の政策形成への町民の参画・協働を促すため、各種行政計画の策定や評価、見直しにあたり、審議会・委員会委員の一般公募やパブリックコメントを実施していく。

個性あるまちづくりとしては、月形町の歴史を活かしたまちのイメージづくりを推進するとともに、住民や地域が自ら考え実践するまちづくり活動の支援体制を充実していく。

また、効率的な自治体経営の推進と町民サービスの向上に向け、事務事業の見直しや組織・機構の再編をはじめとする行政改革を継続的に推進していくとともに、効率的で無駄のない財政運営の推進に努めていく。また、既存の広域事業の効果的な推進に努めるとともに、新たな広域連携について検討していく。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		ふるさと活性化事業	月形町	
		税業務システム導入事業	月形町	
		建設工事発注事務経費	月形町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

月形町公共施設等総合管理計画において、公共施設等の管理に関する 3 つの基本的な方針（①人口減少を見据えた整備更新、②住民ニーズへの適切な対応、③民間活力の導入）に基づき「施設類型毎の管理に関する基本的な方針」を定めている。この方針に基づき、すべての公共施設等の整備にあたっては整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施策名)	事業内容	事業主 体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	定住化促進事業	月形町	当該施策は、地域 の持続的発展に 資するものであ り、その効果は将 来に及ぶもので ある。
	地域間交流	地域間交流事業	月形町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域 持続的発展特 別事業 第1次産業	新規就農対策事業	月形町	当該施策は、地域 の持続的発展に 資するものであ り、その効果は将 来に及ぶもので ある。
	商工業・6次産 業化	起業支援事業	月形町	
		中小企業者等資金融資事業	月形町	
		商工振興事業	月形町	
		商工業後継者等新規就業支援事業	月形町	
	観光	イベント実施事業	月形町	
3 地域におけ る情報化	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 情報化	地域情報通信基盤運用事業	月形町	当該施策は、地域 の持続的発展に 資するものであ り、その効果は将 来に及ぶもので ある。
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	地域公共交通対策事業	月形町	当該施策は、地域 の持続的発展に 資するものであ り、その効果は将 来に及ぶもので ある。
	交通施設維持	特別管理産業廃棄物運搬処分事業	月形町	
		町道維持管理事業	月形町	

5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 環境 防災・防犯 その他	はなのまち推進事業 有害鳥獣等駆除事業 町内街灯管理経費 町有施設解体事業	月形町 月形町 月形町 月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 その他	認定こども園利用者負担等無償化事業 乳幼児等医療給付事業 学童保育事業 訪問看護実施事業 高齢者居宅生活支援事業 高齢者事業団運営補助事業 ふれあい見守り推進事業 予防対策事業 社会福祉協議会運営補助事業	月形町 月形町 月形町 月形町 月形町 月形町 月形町 月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	地域安定医療確保対策事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。

8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	外国語指導助手活動事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	高等学校	人づくり振興事業	月形町	
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	新規就農実習者用住宅整備事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	行政区活動支援事業	月形町	
10 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	あんしん住宅補助事業	月形町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。